

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年12月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500363 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500076 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社が事業継承）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年4月1日、喪失年月日を同年5月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成7年4月1日から同年5月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年4月1日から同年5月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月1日から同年5月21日まで

A社で勤務していた期間の厚生年金保険料が給与から控除されているのに、年金記録に反映していないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成7年4月分及び同年5月分の給与支給明細書、平成7年分給与所得の源泉徴収票及び元従業員の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付状況は不明である旨回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500443 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500075 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間の賞与支払年月日を平成30年7月10日、標準賞与額を33万6,000円に訂正することが必要である。

平成30年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月

年金事務所から、A事業所に勤務していた期間の賞与記録が年金記録に反映されていない可能性があるので確認するようにとの連絡があった。

賞与明細書は保管していないが、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された取引推移一覧表、複数の元同僚から提出された賞与台帳等から判断すると、請求者は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の取引推移一覧表等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、33万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支給日については、取引推移一覧表の振込日及び元同僚の賞与台帳等から平成30年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500272 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2500020 号

第1 結論

昭和 32 年 1 月から昭和 36 年 3 月までの請求期間、昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 1 月までの請求期間、昭和 37 年 3 月から昭和 39 年 3 月までの請求期間及び昭和 39 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から昭和 36 年 3 月まで
② 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 1 月まで
③ 昭和 37 年 3 月から昭和 39 年 3 月まで
④ 昭和 39 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は、昭和 32 年 1 月に行われた A 県 B 町（現在は、C 町）の成人式会場において、国民年金の加入手続を行ってから 60 歳に至るまで、転居は繰り返したものの国民年金保険料を各市町村で全て納付してきたにもかかわらず、請求期間①から④までの各期間は国民年金保険料の納付済期間となっていない。

請求期間①から④までの各期間における国民年金保険料の領収書などの資料は保管していないが、D 共済組合の加入期間と重複する期間についても、退職した時のことを考えて国民年金保険料を納付してきたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づき、国民年金保険料の徴収が開始される昭和 36 年 4 月 1 日より前の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

請求期間②、③及び④（以下「各請求期間」という。）について、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）及び初めて国民年金の被保険者となった日が記載されているところ、請求者の記号番号は、前後の記号番号の被保険者の記録から平成 6 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時期からみて、各請求期間は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

そこで、各請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための記号番号の払出しを受ける必要があるところ、各請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が主張する各請求期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

さらに、各請求期間について、請求者が主張する各請求期間当時の住所地の役場又は役所は、

請求者に係る国民年金の被保険者名簿、電算記録、加入届書（控え）などの資料は、いずれも保管していない旨回答している。

このほか、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受) 第 2500255 号

厚生局事案番号 : 近畿(厚) 第 2500074 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 27 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、B 社から A 社で勤務するように指示されており、請求期間についても同社に継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることが要件とされている。

請求者は、A 社における公休日は土曜日と日曜日で、請求期間は火曜日なので通常勤務であった旨回答している上、同社の複数の元同僚は、請求者は請求期間に正社員の E 職として継続して勤務していた旨回答していることから、請求者が請求期間も継続して勤務していたことがうかがえるものの、元同僚の一人は、私が平成 30 年 11 月 30 日付けで同社を退職したい旨を社長に伝えた時に、社長から退職日を末日にすると保険料を払わないといけないので、その前日にしてほしいと言われた旨、別の一人は、私は平成 28 年 8 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、社長から 30 日付け退職として厚生年金保険被保険者資格を喪失してもよいかと言われた旨、それぞれ陳述及び回答していることを踏まえると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがうことができない。

また、A 社は令和 5 年 1 月 1 日に合併により解散しており、合併時の同社の元代表取締役は、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料控除について不明である旨回答しており、請求期間当時の元代表取締役及び元取締役は、請求者は正社員として E 職業務及び事務業務を行っていたが、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料控除については資料がなく不明である旨回答している。

さらに、請求者の請求期間に係る居住地の C 県 D 区は、請求者の請求期間に係る税証明は交付期限を過ぎているので発行できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除の事実を税証明から確認することができない。

なお、B 社は、当社と A 社は関連会社ではなく、請求者が A 社で勤務していた期間については、請求者と A 社の間に雇用関係がある旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。